

吉賀町告示第74号

平成28年第2回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年5月23日

吉賀町長 中谷 勝

1 期 日 平成28年6月10日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君

大多和安一君

三浦 浩明君

桜下 善博君

中田 元君

河村 隆行君

藤升 正夫君

河村由美子君

庭田 英明君

潮 久信君

安永 友行君

○6月13日に応招した議員

○6月14日に応招した議員

○6月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成28年 第2回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成28年6月10日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成28年6月10日 午前9時10分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情第3号 柿木中原堤防と地域防災を考え、吉賀川の出水を左岸に集中させない
こと
- 日程第6 陳情第4号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を
求める陳情書
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認について（平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事
業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第8 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 議案第47号 吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第48号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第12 議案第50号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第51号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第
2号）
- 日程第14 議案第52号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第53号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第54号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第55号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第56号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第57号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）

追加日程第1 発議第3号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げと財源確保を求める意見書（案）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 陳情第3号 柿木中原堤防と地域防災を考え、吉賀川の出水を左岸に集中させないこと

日程第6 陳情第4号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情書

日程第7 承認第4号 専決処分の承認について（平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号））

日程第8 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

日程第9 議案第47号 吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第48号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第49号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第50号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第51号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第52号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第53号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第54号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第55号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第56号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第57号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）

追加日程第1 発議第3号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げと財源確保を求める意見書（案）

出席議員（11名）

1番 桑原 三平君	2番 大多和安一君
3番 三浦 浩明君	4番 桜下 善博君
5番 中田 元君	7番 河村 隆行君
8番 藤升 正夫君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭 克彦君	出納室長	谷 みどり君

午前9時10分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、平成28年度第2回吉賀町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、開会後に谷出納室長におかれては、業務多忙のため退席をされますので、御了解くださ

い。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番、庭田議員、11番、潮議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。藤升議会運営委員長。8番、藤升委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、議会運営委員会の報告をします。

6月3日、委員全員出席のもと議会運営委員会を開催し、本定例会の会期について本日から6月17日までの8日間と決定しました。

なお、一般質問につきましては、6月13日月曜日に6人、6月14日火曜日に3人という予定としております。

以上です。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から6月17日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から6月17日までの8日間と決定をしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の職員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。それでは、行政報告を行いたいと思いますが、本定例会に付議いたしました議案につきましては11件、また承認、報告各1件ずつでございま

す。慎重審議いただきまして、御承認いただきますことをお願い申し上げたいというように思っております。

それでは、別紙にございますとおりでございますけれども、主だったものを報告させていただきます。

定例会までの日程は、3月の定例会までの日程は前回お示しいたしまして、定例会からでございますけれど、3月15日に柿木中学校の卒業式に出席をしております。また18日には柿木小学校の卒業式でございます。

翌19日には、岩国市でクリエイティブトークショーというのがございまして、町の名誉町民でございます澄川喜一先生とのトークショーがございまして、それに出席をさせていただきました。これについては、岩国市の合併記念、そして岩国市の市歌が発表されたわけでございますけれど、この市歌につきましても同町の町歌と同じ作詞作曲の方がやっておられたものの発表でございました。

また、3月29日には交通安全対策協議会を開催させていただきました。

また、3月31日には職員の退任式を行い、また翌1日には、新任式を行い、新規採用職員の研修にて1時間ほど講話をさせていただきました。

4月5日が六日市学園の入学式、11日が吉賀高校の入学式、また吉賀中学校の入学式に参列いたしております。

また、4月15日に大阪へまいりまして、こちらのほうへ農業参入するということの共和ゴムの会社を訪問させていただきました、その翌16日には関西吉賀会の総会へ出席させていただきました。

4月18日は、吉賀町防災会議を開催いたしております。

また、19日は自治会長会議を行っております。

4月23日に夢・花・マラソンの前夜祭に出席し、4月24日の夢・花・マラソンを開催させていただいたところでございます。

4月25日につきましては、臨時町議会を開催させていただきました。

また、26日はひまわり基金弁護士の引き継ぎ式がございました。それに出席いたしております。

5月10日は、吉賀町立志協議会の総会を行いまして、11日に六日市病院の開院35周年記念の式典に出席させていただいております。

5月19日は、島根県町村議長の総会が当吉賀町でございましたので、当町の概況をお話させていただいて、夕刻からの意見交換会に出席をさせていただいております。

5月21日は、よしか立志塾の入塾式を行っております。第3期目が開始されたということで

ございます。

5月21日は、参議院議員の青木一彦氏がおいでになりまして、励ます会が当町で行われましたので、これに出席させていただいております。

5月23日、島根県土木協会の役員会がございました。これに出席させていただきまして、先どうなるかわかりませんが、役員の要望の中に、岩国益田間の高速道路を記入してくれということで、要望欄に入れていただくことを役員会では了承いただいたところでございます。

翌24日は、治水・砂防協会の総会が東京でございましたので、これに出席し、要望活動を行っております。

翌25日は、ダム発電関係市町村全国協議会の総会がございましたので、これに出席し、翌26日は、松江市で農地水環境保全協議会の役員会及び総会、そして農業農村振興協議会の研修会、土地改良懇談会がございました。

5月27日は、「エポックかきのきむら」の役員会及び株主総会に出席し、午後、サンエムの役員会及び株主総会に出席させていただいております。

5月30日は、石見観光振興協議会の総会が浜田市でございましたので、これに出席し、翌31日は高津川森林組合の通常総代会がございましたので、これに出席させていただいております。

6月1日は、鳥獣対策指導員の辞令を交付させていただいたところでございます。

6月3日は、議会の全員協議会で今定例会に付議する議案等を御説明をさせていただいたところでございます。

6月5日につきましては、養護老人ホームの銀杏寮の運動会がございましたので、これに出席させていただいております。

6月7日につきましては、鹿足郡の防犯連合会の総会がございましたので、津和野警察署のほうへ入っております。

6月8日は農業公社の総会、そして、午後には社民党の党首の吉田党首が来町されましたので、御面談をさせていただいたところでございます。

主なところは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、行政報告を終わります。

日程第5. 陳情第3号

日程第6. 陳情第4号

○議長（安永 友行君） 日程第5、陳情第3号柿木中原堤防と地域防災を考え、吉賀川の出水を左岸に集中させないこと及び日程第6、陳情第4号保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き

上げの緊急対応と財源確保を求める陳情書については、お手元に配付した陳情、請願、要望等文書表のとおり、陳情第3号は経常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにし、陳情第4号は文書配布にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、陳情第3号柿木中原堤防と地域防災を考え、吉賀川の出水を左岸に集中させないこと及び日程第6、陳情第4号保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情書については、陳情、請願、要望等文書表のとおり、陳情第3号は経常任委員会に付託し、会期中の審査とし、陳情第4号は文書配布とすることに決定をしました。

日程第7. 承認第4号

○議長（安永 友行君） 日程第7、承認第4号専決処分の承認について（平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 承認第4号でございます。専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。平成28年6月10日提出、吉賀町長中谷勝。

これにつきましては、予算の27年度分が繰り上げ充用しないと、いわゆる（ ）ができないということでございまして、これにつきましては、地方自治法上許された状況の中でやるものでございます。

専決処分書、ページを開いていただきまして、前年度繰り上げ充用金の予算措置をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）、平成28年5月31日、吉賀町長中谷勝。

詳細につきましては、保健福祉課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） おはようございます。それでは、ただいま上程されております承認第4号専決処分の承認についてということで、詳細説明をさせていただきます。

このたびの専決処分は、後期会計の27年度分の歳入が歳出に不足するということで、専決処分させていただきました。これは、後期会計特有のものでありますので、少し後期会計の説明をしない

と御理解をいただけないということがあるかと思いますので、その部分の説明をまずさせていただきたいというふうに思います。

失礼しました。まずその前に予算書のほうの説明をさせていただきます。議案の中の予算書の歳出の6ページをお開きくださいませ。よろしいでしょうか。

歳出としまして、5款繰上充用金、1項繰上充用金、1項繰上充用金、1繰上充用金としまして、右側に行きますけれども、補償補填及び賠償金142万2,000円繰上充用金ということで前年度繰上充用金ということで補正をさせていただきました。

もとに戻っていきまして、5ページですけど、歳入のほうですけども、歳入6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1保険料還付金としまして、保険料還付金、この部分を28年度から繰り上げると、そういうものでございます。きょう、このことにつきまして、追加資料を配付をさせていただいておりますので、その追加資料をお手元にお開きをいただければありがたいというふうに思います。A4の横のものを配付をさせていただきました。よろしいでしょうか。

この繰上充用が生じた原因でありますけれども、出納閉鎖を控えまして、毎年例年のことではあるんですけども、保険料の還付処理を行いました。そういった処理を行ったところ、142万2,000円の還付額が生じたということです。この還付金につきまして、平成27年度の高齢者医療、保険料から本来なら還付すべきものなんですけれども、保険料収入が不足しているということで平成28年度の後期高齢者医療保険料から、繰上充用して、補償補填及び賠償金で還付をしていくという、そういった処理でございます。この件につきましては、後期高齢者連合で協議をさせていただいた結果、このことが発生した原因として、後期高齢者医療の保険料収入と後期高齢者連合へ納付する交付金との関係に差異が見られた場合にこのようなことが発生するというところでございます。具体的に申し上げますと、その追加資料で説明を申し上げます。

まず、裏面のほうが、これが平成27年度の後期高齢者医療の決算状況の速報値になります。この速報値の左側の予算のところを見ていただいたらと思うんですけども、毎年予算の説明の中で申し上げてるのは、保険料部分とその保険基盤安定繰入金等を合算したものを後期会計のほうに負担金補助及び交付金、いわゆる後期高齢の保険料部分として、医療費に充当されるものとして歳出をしていくという、そういうトンネル会計の予算になっております。ここを抜き出したものが、表のほうの後期高齢者医療保険事業特別会計繰上充用についてという部分の1のところになります。

まず、歳入ベースで申し上げますと、平成26年度の決算は1年前になりますけれども、後期高齢者医療の保険料としまして4,640万3,000円ございました。保険基盤安定繰入金として3,710万2,000円ございました。これを合算しまして、Aとしまして8,350万5,000円、私どもが後期会計に出していったものは、8,353万5,000円ということで、

差異が3万1,000円とこの年も、昨年度も一昨年度も不足をしておるんですけども、これは、繰越金が毎年少しございます。繰越金は、要するに4月、5月の普通徴収の方々の保険料になりますので、繰り越して翌年度に返していくんですけども、その翌年度に返していくための財源をここに充当して、帳じりを合わせるような格好で返していくと、そういう仕組みになっております。

これが、右側に行きまして、27年度はどういう現象が起きたかということを御説明を申し上げますと、予算ベースでは、先ほど申し上げましたように、8,240万8,000円ということ、それから、歳出の部分で8,240万8,000円——済いません。7,000円です。数字が。申しわけございませんでした。ということで、△の1,000円、予算ベースでは——大変失礼しました。不足するんですけども、これは端数関係の、端数の処理ですので、一応、同等の金額というふうに御理解いただいたらというふうに思います。決算で見ますと、どういうふうになっているかという、Aダッシュとしまして、7,972万2,000円、保険料収入が約400万ぐらい、300万何がしか減ってます。後期高齢者医療に出していく、保険納付金も8,240万8,000円に対しまして、実績で言いますと8,146万6,000円ということで少し調整額ということで下がっています。ただ、これにつきましても、差異がAダッシュからBダッシュ引きますと、△の174万4,000円不足すると。これにつきましても、保険料部分の4月5月の保険料部分で補填をして出していくにしても、保険料部分を大体40万円から60万円ぐらいしか繰り越しが毎年残りませんので、結局その140万円部分を28年度から繰り入れるということです。

繰上充用が生じた原因として、2のところに書いてありますけども、簡単に読み上げますと、後期高齢者医療保険事業特別会計は、県後期医療広域連合に保険料を納めるためのトンネル会計という性質を持っており、平成27年度決算において後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金、これは各市町村全国の自治体の法定負担分ということです。この合算額が後期高齢者医療広域連合納付金を174万4,000円下回ったことにより、歳入のほうが歳出より小さくなってしまったということです。要因として考えられるものとして、人口減少であったり、死亡であったり、吉賀町の高齢者層の低所得化傾向があるのではないだろうかということです。

2としまして、市町村は、本来なら国保でありますとか、介護であると基金を持っておるんですけども、後期高齢者医療連合は、保険料のトンネル会計ですから、基金というものを持ちませんから、保険料部分のバッファとして持ってるものは、先ほど申し上げました繰越金しかございません。ということで、後期高齢者医療連合会計は、繰越金以外は赤字を補填する仕組みがないということです。後期高齢者医療連合は市町村の実情に応じましてきめ細かい賦課ができないので、まれにこういうことが起きる可能性があるということです。今後についてなんですけども、

この繰上充用につきましては、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金の合算額及び後期高齢者医療保険連合納付金との関係で、町の一般財源からこれに補填するというものではございません。

それから、2としまして、平成28年度予算で後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金の合算額と、後期高齢者医療保険広域連合納付金、これは歳入歳出の関係が調整される予定ということで、今後期のほうと調整をしているところです。全国的には、やはりこういう自治体は存在をしますし、以前に御存じかと思えますけれども、老人保健会計、老人医療というのがあったと思うんですけども、これは、全国の自治体の約3分の1から半数ぐらいは毎年繰上充用という作業をしておりました。これは拠出金会計ですので、いたし方ないという仕組みがあったんですけども、吉賀町でも、そういうことを随分やってきたんですが、まれにこういうことがあるという事例で御理解いただいたらというふうに思います。

以上で詳細説明を終了いたします。失礼いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、承認第4号専決処分の承認について（平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決承認されました。

日程第8. 報告第2号

○議長（安永 友行君） 日程第8、報告第2号繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして、報告第2号でございます。繰越明許費繰越計算書についての御説明でございます。

平成２７年度吉賀町一般会計、吉賀町簡易水道事業特別会計、吉賀町下水道事業特別会計及び吉賀町農業集落排水事業特別会計の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告する。平成２８年６月１０日提出、吉賀町長中谷勝。

これにつきましては、毎年繰り越した部分の御説明をしとるところでございますけれど、１枚お開きいただきたいと思います。一般会計でございますけれど、款項等省略させていただきまして、事業名と金額のみを御報告申し上げます。

吉賀町高校支援対策事業が６４５万５，０００円を繰り越しております。また、自治体情報セキュリティ強化対策事業で２，４０６万９，０００円、バス停等新築事業で２７４万５，０００円、子育て支援システム改修事業で１８３万６，０００円、居住環境改善事業で６，７５４万１，０００円、農業復旧対策事業で１，４００万円、観光施設整備事業で５８０万円、道路維持管理事業で３，４２７万９，０００円、除雪車更新事業で１，７８２万円、朝倉真田線改良事業で１，０７３万円、高津川防災安全交付金事業で３，０７９万２，０００円、サクラマス交流センター整備事業で１，４８４万１，０００円、現年補助災害復旧事業で１，５３９万４，０００円、現年単独災害復旧事業で５３５万円、一般会計が合計で２億５，１６５万２，０００円でございます。

続きまして、１ページをお開きいただきまして、簡易水道事業特別会計でございます。簡易水道漏水調査事業、これが８７０万円、簡易水道移設事業が１，３９３万５，０００円で合計で２，２６３万５，０００円でございます。

１ページお開きいただきまして、下水道事業特別会計でございます。七日市地区公共下水道事業で７，５０６万２，９６０円を繰り越しております。

続きまして、集落排水事業特別会計で、下水道管移設事業で７，７２９万円を繰り越しております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

本案については、報告をもって終了いたします。

日程第９．議案第４７号

○議長（安永 友行君） 日程第９、議案第４７号吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第47号でございます。吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、吉賀町定住促進住宅条例（平成17年吉賀町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。平成28年6月10日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例。吉賀町営住宅条例（平成17年吉賀町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条の次の1項を加える。第4条に次の1項を加えるということで、2項、町長が必要と認める場合は前項に加えて条件を付することができる。別表に次のように加える。

定住促進朝倉住宅、昭和53年、66.4平米、3DK1戸、3万5,000円——これ家賃だと思います。吉賀町朝倉710番地1、附則、この条例は公布の日から施行するということで、これにつきましては、旧朝倉駐在所のことでございます。これにつきましては、駐在所を廃止するときに警察官の立ち寄り所ということで、存置していただいたわけでございますけれど、地元のほうで、もうそういった必要はないだろうということで、払い下げを受けたということもございましたので、島根県の警察本部から払い下げを受けて、今回定住住宅するわけでございますけれど、詳細につきましては、所管いたしております税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長の詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。大変申しわけございません。2ページ目の条文、ちょっとミスがありまして、上の題は吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例ということになってますが、その下の2行目ですが、吉賀町営住宅条例ということになってますが、これについて、吉賀町定住促進住宅条例というように訂正をまずお願いしたいというように思っているところです。

○議長（安永 友行君） ただいま、課長のほうから訂正の申し出がありましたが、題字の下の条文の吉賀町営住宅条例とあるのを吉賀町「営」を削除して、そこに「定住促進」を入れると、吉賀町定住促進住宅条例（平成17年云々）になるかと思いますが、そのように訂正することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、ただいまの字句の訂正を行います。

課長、どうぞ。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 大変申しわけございませんでした。それでは、詳細説明をさせていただきます。

状況については、町長が申し述べたとおりでありまして、朝倉安全センター、元朝倉駐在所で

すが、これを定住促進のための住宅として利用することを条件として平成28年3月31日に島根県から譲渡を受け、定住促進住宅として7月より供用開始をしたいということで、条例を整備するというものであります。

参考資料では、最初のページになります。第4条第2項の改正であります。これについては、さきにも述べましたが、県より譲渡を受ける条件としましてUIターン世帯を対象とした住宅で、10年間使用しなければならないという条件が載せてあります。そういったことで、この朝倉住宅に対してこれらの条件を付すことを前提とした条例改正ということで、従来そういった入居資格、第4条の入居資格の中にそういった部分はありませんでしたので、この第2項を加えて、そういった朝倉住宅については、そういった条件を持つという条例の改正させていただいたところ です。

それから、別表についてであります。これについては、従来の参考資料の1ページを見ていただいたらいいですが、定住促進住宅の名前が列記されておりまして、一番最後のところに定住促進朝倉住宅を明記すると、追加するということでありまして、先ほども言いましたように、住宅名につきましては、定住促進朝倉住宅、建築年度は昭和53年、延べ床面積は66.4平方メートル、規模としましては3DK、戸数は1戸でありまして、家賃は3万5,000円と。所在地は吉賀町朝倉710番地1ということになります。

以上、簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番 藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の部分ですけれども、住宅の敷地内の管理についてですけれども、これは、入居される方がきちんと管理をするというような条件が、それをつけて貸し出しをするということになるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

全ての住宅一緒なんですけど、入居者が管理を、草等が生えた場合は管理をするようになっておりますので、この住宅につきましてもそういった条件といたしますか、入居の際については、そういったことを確認して入居していただくということになると思います。

○議長（安永 友行君） 8番 藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この場所がちょうど朝倉のコミュニティー並びに朝倉公民館の場所等を隣接をしているところで、非常に目につきやすい場所ともなっております。そういう点から、苦情等が発生しないように、入居される方によく要望していただきますようお願いをしたいというふうに思います。

今、条件の中に定住促進ですからＵターン、またはＩターンということになると思いますが、募集の条件として、どういう条件を付して募集されるのか、もう一度。確認のためお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えいたします。

できれば、居住体験、いわゆるお試し住宅等に入居されてる方があります。そういった方を中心に、そういう朝倉地区で定住を希望される方という、小学生以下の子どもがいるという条件と、朝倉にて定住を希望されるといった部分で選んでいきたいと、公募という方法は今考えてないというところであります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。３番、三浦議員。

○議員（３番 三浦 浩明君） 県からの譲渡と言われましたが、金銭は発生してますか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 発生しておりません。無料で譲渡していただいております。

○議長（安永 友行君） １０番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） 条件として、小学生、子どもさんがおられることという条件が、付すということで、これは大変重要なことだと思いますので、ぜひ単身よりは子育て世代を中心に受け入れをしていただきたいと思います。それと、この３万５,０００円という家賃がありますけど、私に言わせたら、ＵＩターンの方を対象とした家賃としては少し高いんじゃないかと思っておりますけど、どういう根拠で３万５,０００円が出されたのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

根拠ですが、まず１点は、参考資料１ページですが、そのほかの定住促進住宅の家賃が３万５,０００円から５万円までということになっております。その中で一番低廉な家賃と同様にしたというものが１点あります。それから、またここには車庫とか、そういった物置、そういったものがついておりまして、そのほかの住宅にはない施設等もありますので、なかなか住宅、家賃を決める場合、建築費等も参考にしなければならないんですが、ただで譲り受けたということもありますし、建築が５３年というかなりの年数がたっているということがありますので、一番最初に話しましたように、家賃を比べて一番低廉な住宅の家賃と同等としたということでもあります。

○議長（安永 友行君） １０番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） ほかの住宅の家賃と比較してということでしたけど、全般的に見て、この家賃が少し定住対策として若者をふやしていくという考えのもとであるならば、少し高いような、高いと感じております。それはそれとして、３万５,０００円ということですので、

この譲り受けてからの後に改修とか何とかの費用は発生するわけですか。どうなんでしょうか。
今現在譲り受けたものをそのまま貸し出しをするということになるんですか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） この住宅については、平成17年にリフォームをしております。
実際、それに対応したいというふうに思っておりますが、畳等、特に破損等があった場合には、
それは直して対応したいというふうに思っておりますが、そのほか、住んでる期間でいろいろな
部分に支障が生じた場合については、すごい安価な部分については入居者の負担でお願いしま
すが、いろいろ大きな故障だったり、直さねばならないような部分については、今までどおりの住
宅と同じように修繕をしていきたい、町費のほうで修繕していきたいというふうに思ってるこ
です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第9、議案第47号吉賀町定住促進住宅
条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

なお、ここで10分間休憩をしますが、齋藤税務住民課長については所用のためここで退席を
されます。休憩します。

午前9時55分休憩

.....

午前10時07分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第10. 議案第48号

日程第11. 議案第49号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第48号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第11、議案第
49号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着
型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております議案第48号、49号、これについて
は、上位法の改正により条例を改正することになったものでございます。

議案第48号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例について、吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年吉賀町条例第34号）の一部を別紙のとおり改正する。平成28年6月10日提出、吉賀町長。

議案第49号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年吉賀町条例第35号）を別紙のとおり改正する。平成28年6月10日提出、吉賀町長。

詳細につきましては、所管いたしております保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 失礼いたします。それでは、議案第48号並びに議案第49号につきまして、一括して説明をさせていただきます。参考資料の2ページをお開きください。

まず、このたびの条例改正ですけれども、上位法であります国の厚生労働省令の改正に伴いまして、私どもの当該条例改正の必要が生じたために、その対応するというものであります。

次に予定をされております議案第49号につきましても、このたびの省令改正に伴いまして、条例改正の必要が生じたため、対応するものでありますので、一括説明させていただくということでございます。

ちなみに、このたびの上位法であります厚生労働省令の名称を申し上げておきますと、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令ということで、非常に長い名前ですけども、医療から保健福祉に至りまして、全ての関係する部分について、省令を一括改正するというものでございますので、そのように御理解いただいたらということでございます。

議案のほうですけども、まず、第70条及び92条は読みかえでございまして、規程を運営規程にするということによる改正でございます。続きまして、107条第4号中、第98条第2項を第98条第4項に改める。これは条ずれによるものでございます。

続きまして、第111条の第6項に、当該指定小規模多機能型居宅介護支援事業所を、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に改めるということで、支援が削除されておりますけども、要支援者に対しますサービスは地域密着型ということで、地域支援事業のほうに移行になりましたので、その改正を文言改正をするというものでございます。それから、後段の部分ですけども、単独型指定認知症対応型通所介護事業所を指定地域密着型通所介護事業所指定認知症対応型通所

介護事業所に改める。は、これらの2つの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、看護師の配置基準を両方加えたもので換算してもいいということになりましたので、指定地域密着型通所介護事業所を加えるということの改正でございます。

以上で、議案の第48号の詳細説明を終了いたしまして、続きまして、議案第49号になります。参考資料で申し上げますと、4ページ以降になります。

改正条例中、中段のところ第39条第1項中、「聞く」を「聴く」に改めるということで、耳の入ってる「聞く」を聴の「聴く」に改めるということでございます。これは、省令のほうの文言改正でありますので、そういったことに改めるということでございます。

次に、第39条に次の1項を加えるとありますけれども、これは、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の事業所は、当該事業所で居住する住民以外の利用者にもサービスを提供しなければならない旨を規定したものです。具体的に申し上げればどういうケースかということ若干申し上げておきますと、サービス的高齢者専用賃貸住宅であるとか、軽費老人ホームのA、B、それから有料老人ホーム、養護老人ホーム等で、この指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を併設している場合には、そこに入居しておられる方しかサービスを提供しないという傾向が全国的にあるわけなんです。これは主に都市部なんですけれども、そういうふうに囲い込みをするのではなくて、そこにおられる方も、外のサービスを利用してもいいし、そのサービスを外部から地域の住民の方々がそこに入り込んでもいいということで、住民の利用の互換性を高めるということで、今回の改正に至ったということでございます。

それから、最後になりますが、次に、第44条第6項のくだりですけれども、これは単独型指定認知症対応型通所介護事業所に、新たに指定地域密着型通所介護事業所を加えるとありますけれども、これも、単独型の指定認知症対応型通所介護を開設しておられる事業者さんは、指定地域密着型通所介護を同一の施設の中で一体的にサービスを提供してもいいというみなし規定がこのたび改正をされましたので、その旨の改正ということでございます。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第10、議案第48号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第11、議案第49号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第 12. 議案第 50 号

○議長（安永 友行君） 日程第 12、議案第 50 号平成 28 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第 50 号でございます。平成 28 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 28 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 239 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 4,825 万 3,000 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 28 年 6 月 10 日提出、吉賀町長中谷勝。

これにつきましては、主には繰越金が発生したこと、また人事異動による人件費の異動、また、ほかシステム開発が大きなものとなっております。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金が補正額が 216 万 4,000 円で、補正後の額が 1 億 3,310 万 6,000 円、款 10 繰越金、項 1 繰越金、補正額が 22 万 7,000 円で、歳入の補正額が 239 万 1,000 円で、補正後の額が 9 億 4,825 万 3,000 円でございます。

1 ページをお開きいただきまして、歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、補正額が 216 万 4,000 円で補正後の額が 2,002 万 7,000 円、款 11 予備費、項 1 予備費、補正額が 22 万 7,000 円で、補正後の額が 622 万 7,000 円、歳出の合計が補正額が 239 万 1,000 円、補正後の額が 9 億 4,825 万 3,000 円でございます。詳細につきましては、事項別明細書以降につきましては、所管いたしております保健福祉課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第 50 号平成 28 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして詳細説明を行います。

まず、最初にこのたびの補正の理由でございますけれども、先ほど町長が説明を申し上げましたけれども、人事異動によります人件費、それから繰越金、それから平成 30 年度に予定されております国保の都道府県一元化につきまして、国保電算システムの改修経費の補正を行うというものでございます。

それでは、予算書の歳出の 6 ページをお開きください。

歳出、総務費、総務管理費、一般管理費 〇 〇 2 としまして職員人件費 5 万 8, 0 〇 〇 円、その他経費としまして 2 1 〇 万 6, 0 〇 〇 円、費用弁償が △ の 3 万 1, 0 〇 〇 円、電算システム開発委託料が 1 7 8 万 2, 0 〇 〇 円、レセプト業務委託料が 3 万 1, 0 〇 〇 円、ソフトウェア購入費が 3 2 万 4, 0 〇 〇 円ということでございます。

歳入のほうになりますけども、5 ページになります。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金としまして、職員給与費等の繰入金で 2 1 〇 万 6, 0 〇 〇 円、繰越金としまして純繰越金が 2 2 万 7, 0 〇 〇 円ということでございます。

歳出のほうの委託料でございますけども、これにつきましては、島根県と島根県の国保連が保険税を算出するに当たって、各自治体の保険税の納付金を算出しなければならないんですけども、そのデータを抽出するためのシステム改修をするということでございます。それから、ソフトウェア購入費につきましても、そのデータ抽出機能のシステムのソフト経費ということでございます。

以上で詳細説明を終了いたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第 1 2、議案第 5 〇 号平成 2 8 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑については保留をしておきます。

日程第 1 3. 議案第 5 1 号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第 1 3、議案第 5 1 号平成 2 8 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第 5 1 号でございます。平成 2 8 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、平成 2 8 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 7 7 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 5 3 9 万 5, 0 〇 〇 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 2 8 年 6 月 1 〇 日提出、吉賀町長。

これにつきましても、繰越金が確定したこと、また 4 月 1 日付の人事異動によるものがほとんどでございます。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入款 4 繰入金項 1、一般会計繰入金、補正額は

減額の４９０万２，０００円、補正後の額が４，６１５万３，０００円、款５繰越金、項１繰越金、補正額が１３万２，０００円、補正後の額が１３万３，０００円で、歳入の合計が、補正額が減額の４７７万円で補正後の額が９，５３９万５，０００円でございます。

１ページをお開きください。

歳出、款１総務費、項１総務管理費、補正額が減額の４９０万２，０００円、補正後の額が６４６万１，０００円、款４予備費、項１予備費、補正額が１３万２，０００円、補正後の額が１６万４，０００円で、歳出の合計が、補正額が減額の４７７万円で、補正後の額が９，５３９万５，０００円となるものでございます。

それでは６ページをお開きください。

３歳出、１総務費、１項総務管理費、目１一般管理費、これにつきましては、補正額が４９０万２，０００円、財源の内訳につきましては、一般財源が４９０万２，０００円、節の２給料が減額の２３９万１，０００円、節の３職員手当が減額の１７３万６，０００円、節の４の共済費が減額の７７万５，０００円で、詳細につきましては、説明欄にございますように、ほとんどの額が手当等が減額されておるものでございます。予備費につきましては、補正額が４の款の予備費、１項予備費、目の１の予備費で、補正額が１３万２，０００円、補正後の額が１６万４，０００円ということで、一般財源が１３万２，０００円を使用するものでございます。

１ページ前へ返っていただきまして、２歳入、４款繰入金、１項一般会計繰入金、目４職員給与費等繰入金、補正額が減額の４９０万２，０００円で、補正後の額が４，６１５万３，０００円で、節の１で職員給与費等繰入金で減額の４９０万２，０００円ということでございます。５款繰入金、１項繰越金、目１の繰越金で、１３万２，０００円が補正をいたしまして、補正後の額が１３万３，０００円となるものでございます。

詳細説明はございませんので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第１３、議案第５１号平成２８年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）の質疑は保留をしておきます。

日程第１４、議案第５２号

○議長（安永 友行君） 日程第１４、議案第５２号平成２８年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第52号でございます。平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,168万9,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年6月10日提出、吉賀町長。

これにつきましても、繰越金が増加したこと、また、4月1日付での人事異動によります人件費の変更が主なものとなっております。

1ページをお開きいただきまして、第1表歳入歳出予算補正、歳入、款7繰入金、項1他会計繰入金、補正額が減額の4万7,000円で、補正後が1億8,653万3,000円、款8繰越金、項1繰越金、補正額が90万円で、補正後の額が90万1,000円で、歳入の合計が、補正額が85万3,000円で、補正後の額が10億5,168万9,000円でございます。

1ページお開きください。

歳出、款1総務費、項1総務管理費、補正額が減額の4万7,000円、補正後の額が4,689万1,000円、款7予備費、項1予備費、補正額が90万円で、補正後の額が290万円、歳出の合計で補正額が85万3,000円で、補正後の額が10億5,168万9,000円となるものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

3歳出、1款総務費、1項総務管理費、目1一般管理費、補正額が減額の4万7,000円、補正後の額が4,689万1,000円、財源につきましては、一般財源を減額して4万7,000円減額するものでございます。節につきましても、4共済費が減額の4万7,000円というものでございます。7款予備費、1項予備費、目1予備費、補正額が90万円、財源につきましても一般財源が90万円というものでございます。

1ページ前へ返っていただきまして、2歳入、7款繰入金、1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金で、補正額が減額の4万7,000円、節につきましては、4職員給与費等繰入金で、減額の4万7,000円を減額するものでございます。

8款繰越金、1項繰越金、目1繰越金、補正額が90万円で、補正前の額が1,000円でございますので、補正後の額が90万1,000円となるものでございます。

以上でございます。詳細説明はございませんので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第14、議案第52号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をして次に行きます。

日程第15、議案第53号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第53号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして、議案第53号を御説明申し上げます。

平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）、平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,101万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年6月10日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款4繰越金、項1繰越金、補正額が49万8,000円で補正後の額が49万9,000円で、歳入の合計が補正額が49万8,000円で、補正後の額が6,101万4,000円でございます。

1ページお開きください。

歳出、款1総務費、項1施設管理費、補正額が49万8,000円で補正後の額が4,570万5,000円、歳出の合計が、補正額が49万8,000円で補正後の額で合計が6,101万円4,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、担当いたしております振興室長が御説明を申し上げますのでよろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。大庭柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） 失礼いたします。それでは、私のほうから議案第53号の説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

まず、歳出についてですが、1款総務費、1項施設管理費、1一般管理費、先ほどありましたように、職員人事異動によります人件費の減額であります。給料、それから、職員手当、共済費、合わせまして職員人件費492万2,000円を減額いたします。

それから、委託料といたしまして、先般、消防のほうの立ち入り調査がありました。そこで、消防設備の点検について御指導いただきましたので、そちらの委託料のほうを3万5,000円計上しております。それから、歳入のほうでまた繰越金がありますが、先ほどの職員人件費の減額、それから繰越金、それらの財源を将来の施設の改修に備えまして、基金のほうに積み立てしたいと思います。538万5,000円です。トータルといたしまして、49万8,000円の補正で、合計で4,570万5,000円となります。

1ページ戻りまして、歳入のほうです。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度からの繰越金49万8,000円で、補正でトータルといたしまして、49万9,000円となります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 予算に関係あるかどうかわかりませんが、改修した後、順調に稼働しとるのかどうか、何か不具合なことが生じた事例があるのかどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） お答えします。

発電所のほうは順調に稼働しております。先般、設備を設置しました業者のほうで、発電の機械のほうの点検をいたしました。今のところ異常がないということとなっております。

失礼しました。あわせて御報告いたします。

昨年改修いたしました発電所なんです、発電に使う水の今度は放流側のことなんです、放流の合流池から高津川までの間のトンネルのところなんです、その上に河野鉄骨所さんがあると思うんですけど、その合流池の少し下側の部分が少し沈むというふうなお話をお伺いしております。その辺の調査を今後ちょっと検討しなければいけないというふうなことが生じております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第15、議案第53号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留しておきます。

日程第16、議案第54号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第54号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております議案第54号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,013万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年6月10日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましても、繰越金が確定したこと、また、4月1日付での人事異動による人件費の変更が主でございます。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金、項1他会計繰入金、補正額が減額の424万7,000円、款9繰越金、項1繰越金、補正額が428万4,000円で、補正後の額が428万5,000円。歳入の合計で、補正額が3万7,000円の補正で、補正後の額が3億7,013万1,000円でございます。

1ページお開きください。歳出でございます。

款1簡易水道事業費、項1施設管理費、補正額が3万7,000円、歳出の合計が、補正額が3万7,000円で、補正後の額が3億7,013万1,000円でございます。

それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

2、歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額が減額の424万7,000円、補正後の額でございますけれど、計が1億984万1,000円、節の1でございます。一般会計繰入金、これが減額の424万7,000円、説明がありますように一般会計の繰入金を減額するものでございます。

6款繰越金、1項繰越金、目1繰越金、補正額が428万4,000円で、補正後の額が428万5,000円となるものでございます。節1につきましても、繰越金で428万4,000円でございます。

続きまして、歳出のほう、よろしくお願いいたします。

3、歳出、1款簡易水道事業費、1項施設管理費、目1施設管理費、補正額が3万7,000円で、補正後の額が1億2,019万9,000円で、財源内訳につきましては、一般財源を3万7,000円ふやすものでございます。

節の4共済費が3万7,000円増額するものでございます。

以上でございます。詳細説明ございませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第16、議案第54号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留しておきます。

日程第17. 議案第55号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第55号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第55号でございます。

平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,291万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年6月10日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましても、繰越金が確定、または、4月1日付の人事異動によるものが主でございますので、よろしくお願いします。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金、項1他会計繰入金、補正額が減額の94万円で、補正後の額が1億3,127万9,000円。款5繰越金、項1繰越金、補正額が91万1,000円で、補正後の額が91万2,000円で、歳入の合計で、補正額が減額の2万9,000円、補正後の額が2億4,291万9,000円でございます。

1ページをお開きください。

歳出、款1下水道事業費、項1施設管理費、補正額が減額の2万9,000円で、補正後の額が5,526万6,000円。歳出の合計が、補正額が減額の2万9,000円で、補正後の額が2億4,291万9,000円でございます。

それでは、6ページをお開きください。歳出でございます。

3歳出、1款下水道事業費、1項施設管理費、目1施設管理費、補正額が減額の2万9,000円で補正後の額が5,526万6,000円となるもので、財源内訳としては、一般財源を2万9,000円減額するものでございます。節4共済費2万9,000円の減額でございます。

1ページ返っていただきまして、2、歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、目1一般会計繰

入金、補正額が減額の 94 万円で補正後の額が 1 億 3,127 万 9,000 円でございます。節 1 の一般会計繰入金が減額の 94 万円でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、目 1 繰越金、補正額が 91 万 1,000 円で、補正後の額が 91 万 2,000 円、節の 1 が繰越金の 91 万 1,000 円というものでございます。

詳細説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第 17、議案第 55 号平成 28 年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑は保留しておきます。

日程第 18、議案第 56 号

○議長（安永 友行君） 日程第 18、議案第 56 号平成 28 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第 56 号でございます。平成 28 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 28 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,157 万円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 28 年 6 月 10 日提出。吉賀町長中谷勝。

この会計につきましても、繰越金の確定と、4 月 1 日付の人事異動によるものの人件費の異動でございます。

1 ページをお開きください。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、款 1 繰入金、項 1 他会計繰入金、補正額が減額の 42 万 1,000 円で、補正後の額が 4,407 万 3,000 円。款 5 繰越金、項 1 繰越金、補正額が 45 万 9,000 円で、補正後の額が 46 万円で、歳入の合計が、補正額が 3 万 8,000 円で、補正後の額が 6,157 万円でございます。

1 ページお開きいただきまして、歳出でございます。

款 1 農業集落排水事業費、項 1 施設管理費、補正額が 3 万 8,000 円で、補正後の額が

2,094万7,000円。歳出の合計が、補正額が3万8,000円で、補正後の額が6,157万円でございます。

続きまして、6ページの歳出をお開きください。

3、歳出、1款農業集落排水事業費、1項施設管理費、目1施設管理費、補正額が3万8,000円で、補正後の額が、2,094万7,000円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源が3万8,000円を増額ということで、節の4に共済費として3万8,000円を増加するものでございます。

1ページ前へ返っていただきまして、歳入でございます。

2、歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額が減額の42万1,000円で、補正後の額が4,407万3,000円となるものでございます。節の1で一般会計繰入金を減額の42万1,000円、5款繰越金、1項繰越金、目1繰越金、補正額が45万9,000円、補正後の額が46万円となるものでございます。節の1を繰越金として45万9,000円計上させていただくものでございます。これにつきましても、詳細説明ございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第18、議案第56号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留しておきます。

ここで、10分間休憩します。

午前10時53分休憩

.....

午前11時07分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

.....

日程第19. 議案第57号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第57号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第57号を御提案申し上げます。平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）、平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,808万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,523万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

平成28年6月10日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましても、繰越金の確定したこと、また、4月1日付での人事異動に伴う人件費の異動、そして大きなものとしては、サクラマス交流館についての事業費でございます。

1ページお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款13国庫支出金、項2国庫補助金、補正額が797万5,000円で、補正後の額が3億193万4,000円。款14県支出金、項2県補助金、補正額が201万5,000円、補正後の額が1億6,576万4,000円。項3委託金、補正額が16万円で、補正後の額が3,279万3,000円。

款17繰越金、項2基金繰入金、減額の1億7,085万6,000円、補正後の額が4億332万6,000円。

款18繰越金、項1繰越金、補正額が1億8,936万4,000円、補正後の額が1億8,936万5,000円。

款19諸収入、項5雑入、補正額が222万3,000円、補正後の額が5,728万4,000円。

款20町債、項1町債、補正額が3億1,720万円、補正後の額が11億8,287万8,000円、歳入の合計で、補正額が3億4,808万1,000円、補正後の額が68億7,523万4,000円でございます。

1ページお開きください。歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、補正額が1,409万9,000円、補正後の額が9億2,931万5,000円、項2徴税費、補正額が減額の457万6,000円、補正後の額が4,124万1,000円。項3戸籍住民基本台帳費、減額の911万5,000円、補正後の額が1,739万4,000円。

款3民生費、項1社会福祉費、補正額が4,102万3,000円、補正後の額が10億9,263万5,000円。項2児童福祉費、減額の2万2,000円、補正後の額が4億5,819万4,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費、補正額が減額の489万1,000円、補正後の額が5億

2,571万9,000円。

款6農林水産業費、項1農業費、補正額が減額の56万9,000円、補正後の額が3億2,715万5,000円、項2林業費、補正額が1,236万1,000円、補正後の額が9,328万5,000円。

款7商工費、項1商工費、補正額が670万4,000円、補正後の額が1億5,251万4,000円。

款8土木費、項1土木管理費、補正額が1,606万円、補正後の額が2億2,577万8,000円。項2道路橋梁費、補正額が22万円で、補正後の額が4億7,025万8,000円。

款9消防費、項1消防費、補正額が470万3,000円、補正後の額が2億8,145万7,000円。

款10教育費、項1教育総務費、補正額が1,090万2,000円、補正後の額が2億4,891万6,000円。項2中学校費、補正額が16万1,000円、補正後の額が2億157万2,000円。項4社会教育費、補正額が2億6,042万7,000円、補正後の額が3億3,895万6,000円、項5保健体育費補正額が59万4,000円、補正後の額が1億1,740万3,000円、歳出の合計が、補正額が3億4,808万1,000円で、補正後の額が68億7,523万4,000円でございます。

右のページの第5表地方債補正でございます。起債の目的、1合併特例債、補正前の額が4,540万円でしたが、今回、3億930万円に増額するものでございます。また、起債の目的2の過疎対策事業債、6億2,050万円でしたが、6億7,380万円に増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、補正前と同様でございますので、よろしくお願いいたします。

以下、事項別明細書以降につきましては、所管いたしております総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第57号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を行います。

今回の補正につきましては、主なものは、歳入では、平成27年度からの繰越金1億8,936万4,000円、それから、サクラマス交流センター整備事業による町債の3億1,720万円等があります。歳出では、福祉センターの改修工事費、2,928万8,000円、サクラマス交流センターの整備事業費2億6,482万3,000円などが主なものでございます。

それではまず、給与費明細書の説明から行いたいと思います。

19ページをお開きいただきたいと思います。

特別職の異動でございますけれども、比較欄のところを見ていただいたらと思いますが、その他特別職で職員数1名増となっておりますけれども、これにつきましては、教育委員会事務局の非常勤嘱託職員1名の雇用によるものでございます。それから報酬の198万円につきましては、先ほどの教育委員会事務局の嘱託職員、それから、鳥獣対策専門員の1カ月分の報酬、それから公民館主事の時間外勤務に伴う付加報酬、合計198万円でございます。

それから、続きまして、一般職です。職員数1名減となっておりますけれども、これにつきましては、退職による減員でございます。

それから、給料99万8,000円の増につきましては、増減理由は、20ページの上段のほうに給料というのがありますが、そちらに記載してあるとおりでございます。4月の昇格者、それから休職者の復職等による昇給に伴いまして、19万8,000円の増、それから、人事異動に伴う会計間異動による519万円の増、それから退職による43万2,400円の減、組みかえに伴う増減ということで、89万2,100円の増ですけれども、この中身につきましては、今年度、28年度から土地対策費を総務費から土木費へ移しておりますけれども、人件費のみが総務費に残っておりまして、そのことは当初予算のときにもお知らせをしたところなんですけれども、その人件費が4月から6月分までは総務費から支給となっております、組みかえ予算を組むにしても、一旦土木費に計上しないと、総務費の支出の科目更正ができませんので、ですので、土木費と総務費に土地対策費の人件費が両方計上するような形になっておりますけれども、そういったことに伴って89万2,100円の増となるものでございます。

それから、次に19ページのところで、職員手当等66万9千円の増でございます。これにつきましては、手当の種類ごとの増減につきましては、19ページの下の方の表のところを見ていただいたらと思います。なお、これに係る増減理由につきましては、20ページの下の方の職員手当というところを見ていただいたらと思いますけれども、4月の昇格者と休職者の復職等に伴う昇給等による18万7,000円の減、これ、時間外勤務手当が管理職手当に組みかわることによりまして減額となるものでございます。それから、人事異動に伴う会計間異動による41万5,100円の増、それから借家入居等による住居手当、あるいは人事異動により通勤距離の変更等により、通勤手当の異動等の条件変更に伴うものが44万9,000円の増、それから、退職により、37万6,700円の減、それから、給料同様、土地対策費等の組みかえによる60万4,400円の増でございます。

それから、19ページのところ戻っていただきまして、共済費が36万8,200円増となっております。これにつきましては、給料、手当と同様に、組みかえに伴う増、あるいは人事異動に伴う会計間異動による増です。それからもう一つの要因は、これは特別会計も同様なんですけれども、職員個人ごとの標準報酬月額、これ時間外勤務手当も含まれるんですけども、それが変

更になったことによりまして、厚生年金の負担金が、増減が発生したということで、共済費の異動要因の一つになっております。

以上で、給与費明細書の説明を終わります。

続きまして、歳出予算のほうで、8ページのところから説明をさせていただきたいと思います。

一番上の002職員人件費につきましては、先ほど給与費明細書で説明したとおりでございます。以下、職員人件費につきましては、同様でございますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

その下の、050その他経費、職員健康診断委託料です。これにつきましては、今年度から新たにストレスチェックを実施することによる委託料の増と、受診者の増によるものでございます。

それから、続いて企画費の004定住対策事業費で施設の修繕料、これにつきましては、柿木のお試し住宅の雪害による修繕料でございます。22万3,000円、全額建物共済から補填をされます。歳入でも予算を計上しております。

それから、車両整備料は、公用車の車検に伴うものでございます。それから、空き家活用集落担い手確保事業補助金、これにつきましては、既に申請があったもの、あるいは今後申請が見込まれるもの、計6件を予定しておりまして、当初予算で計上したものから差し引きしまして、なお不足する350万円について、今回補正計上するものでございます。

それから、040団体負担金につきましては、萩・石見空港利用拡大促進協議会の負担金、リスク分担に伴う6万3,000円でございます。

それから、続きまして、電算管理費の003基幹システム費、電算システムの開発委託料、ソフトウェア購入費、どちらも同様でございますが、児童扶養手当のシステム改修に伴うものでございます。

それから、その下の自治振興費の財源更正ですが、立戸地区の集会所の建設事業に過疎債を充当したことによる財源の更正でございます。

続きまして、9ページは職員人件費ですので、10ページに移っていただいて、社会福祉総務費の国保の繰出金ですが、こちらの216万4,000円ですけれども、このうちの210万6,000円につきましては、国のほうからシステム改修の補助金210万6,000円がありますので、一般会計で受けて特別会計へ繰り出す、そういう仕組みになっております。

それから、007福祉センターの管理費につきましては、これは6月3日の全員協議会で説明をした改修工事に伴う設計監理業務の委託料と、改良の工事費でございます。

それから、013低所得の高齢者向けの給付金事業費、振込手数料と給付金ですけれども、対象者を1,445人と見込んでおりまして、当初予算では1,250人分計上しておりますので、不足する195人掛ける3万円で585万円を計上するものでございます。こちらにつきましても、

国庫で全額10分の10歳入のほうもごさいます。

それから、050その他経費、社会福祉協議会の補助金ですが、これにつきましては、災害ボランティア備品を調達するための補助金でございませう。

それから、続きまして、高齢者福祉費の003老人福祉センター管理費です。柿木のはとの湯荘です。施設修繕料につきましては、源泉のタンクの洗浄、ヒーターの交換、蒸気ボイラー、軟水器の修繕等、173万円でございませう。それから、維持補修工事につきましては、トイレの洋式化の工事250万円でございませう。

それから、005特養とびのこ苑管理費、施設修繕料はブラインドの撤去、それに伴います遮光カーテンの取り付けによるものでございませう。それから、設計業務委託料につきましては、避難経路の改修工事に係る設計業務の委託料でございませう。

それから、一つ飛びまして、027デイサービスセンター管理費、建設工事費につきましては、六日市のデイサービスセンターの車庫内に設置する災害ボランティアの備品を保管する倉庫の建設工事でございます。それから改良工事につきましては、柿木のデイサービスセンターの浴室の改修工事、71万3,000円でございませう。

次、11ページのところで、施設備品の購入費ですが、これは、柿木デイサービスセンターに設置するシャワーキャリーの購入費でございませう。

それから、一番下の予防費のところでございませう、これは、がん検診受診率向上対策費補助金1万5,000円、歳入が、県支出金が入金になることに伴う財源更正でございませう。

続きまして、12ページです。職員人件費は飛ばしていただきまして、一番下の林業総務費の003、鳥獣被害対策費で、鳥獣専門員の報酬ということですが、これにつきましては、当初予算では、7月から9カ月分計上しておりますけれども、6月から雇用したことによりまして、1カ月分の報酬と通勤手当の補正で46万4,000円でございませう。

続きまして、13ページ、林業振興費の032きのこ生産拡大事業費、これにつきましては、参考資料の7ページのほうに事業の概要が掲載をしております。事業につきましては、10件分を見込んでおりまして、全体事業費の2分の1、240万円を補助するものでございませう。県費が3分の1と6分の1町費を組み込んで補助するものでございませう。

それから、次に、下の商工費のところでございませう、観光費の004、健康増進交流促進施設管理費、これにつきましてはゆ・ら・らの布団の購入費でございませう。213万4,000円。

それから、005観光施設管理費、施設の修繕料につきましては、ゴギの郷の自動火災報知設備の設置、それから仙人の掌の看板の修繕工事によるものです。それから、機器材借上料は、コウヤマキギャラリーのAEDのリース料でございませう。

それから、建設工事費は、正国公園に公園利用者向けの注意看板を設置する工事でございます。

それから、解体撤去工事費は、正国公園のトイレの解体工事でございます。それから、施設備品は、高尻のログハウス村のカーテン等の工事費でございます。

続きまして、14ページは飛ばして15ページ、消防費のところです。003災害対策費で、自主防災組織育成助成事業補助金、これは宝くじの助成金が交付決定になったことによる200万円でございます。地区は立河内地区でございます。宝くじの助成金、歳入でも計上をしております。

それから、050その他経費で、舗装工事費ですが、これは避難所となっております蔵木小学校への進入路の舗装工事でございます。

それから、次に教育費のほうですが、事務局費の一番下の050その他経費、嘱託職員報酬、これは事務局に配置をする嘱託職員ということで、3カ月分を見込んでおります。73万円でございます。

続きまして、16ページ、学校給食費のところ、003六日市共同調理場管理費ですが、機械器具購入費ということで、水圧洗米機の購入費でございます。

それから、005七日市共同調理場管理費につきましては、球根の皮むき器の購入費でございます。

それから、中学校費で023しまねのふるまい体験活動推進事業費、実践校は六日市中学校と吉賀中学校でございます。歳入の方を10分の10、16万円計上しております。

それから、17ページのほうに移っていただきまして、007子育て協働プロジェクト事業費、これにつきましては、補正額はありますが、事業の中身の組みかえでございます。

それから、008ふるさと教育推進事業費、これは地域医療分の実践校ということで六日市小学校と柿木小学校、それから六日市中学校と吉賀中学校、計4校で実践をするものでございます。歳入のほうでは、県補助金40万円、10分の10計上をしております。

それから、続きまして023サクラマス交流センターの整備事業費です。申請手数料は建築申請、あるいは完了検査による申請手数料でございます。それから、設計監理業務建設工事費につきましては、全員協議会でお知らせをしたとおりでございます。それから、簡易水道の分担金、下水道の加入分担金、ケーブルテレビの加入分担金等について計上をしております。

続きまして、公民館費、001各種委員費で公民館嘱託職員報酬ですが、これにつきましては、給与費明細でいいですけども、公民館主事の時間外勤務分の付加報酬、7万6,000円でございます。

それから、003事務局管理費の調査委託料ですが、公民館等の地域自治機能の再構築調査業務の委託料35万2,000円でございます。

それから、文化財保護費で、021重要文化財保存修理事業費、旧道面家住宅のカヤの補修工

事でございます。

それから、次に保健体育費の011、身近な運動広場ですが、高尻のかすみ公園に給水管の敷設工事とそれに伴う水道光熱費、あるいは簡易水道への加入負担金でございます。

以上が歳出でございます。

歳入のほうは、6ページに戻っていただきまして、まず国庫補助金です。社会福祉費の国庫補助金ということで、低所得者の高齢者向けの給付金、事務費交付金と給付費交付金、それぞれ10分の10でございます。

それから、国保の広域化システムの改修費補助金、これは先ほど言いましたように、一般会計で受けて国保会計へ繰り出します。210万6,000円、10分の10です。

それから、県の補助金で、衛生費補助金で地域医療推進教育事業費補助金、これはふるさと教育推進事業に充当するものでございます。10分の10、40万円、それからがん検診受診率向上対策費補助金1万5,000円でございます。

それから、きのこの里づくり事業補助金につきましては、全体事業費の3分の1、160万円で、県からの支出金でございます。

それから、次に教育費の委託金ということで、しまねのふるまい体験活動推進事業費10分の10、16万円でございます。

それから、基金繰入金につきましては、当初予算で繰入金計上してます財政調整基金繰入金2億1,556万7,000円のうち、27年度からの繰越金を1億7,085万6,000円充当して、繰り入れを減らすものでございます。

それから、7ページのところで、繰越金につきましては、純繰越金が1億8,936万4,000円でございます。

それから、雑入では、自主防災組織の育成事業のコミュニティー助成金が200万円、これも10分の10です。それから、建物災害共済、これは柿木のお試し住宅の雪害の修繕に伴う22万3,000円、これも全額でございます。

それから、町債です。過疎債につきましては、立河内地区集会所の建設事業に充当を行う5,330万円、それから、合併特例債は、サクラマス交流センターの整備事業に充当します2億6,390万円ですが、これ、ちょっと若干充当率に誤りがありましたので、これにつきましては事業費が確定したときに精算段階のところで最終的に地方債のほうも調整していきたいというふうに思っております。

それから、留保財源につきましては、今回計上しておりませんので、当初予算のときから異動がありませんで、普通交付税5,000万円、特別交付税3,000万円を見込んで8,000万円を見込んでおるところでございます。

なお、普通交付税につきましては、9月の議会のときには金額が確定をしておると思いますので、その時点でまたお知らせをしたいというふうに思います。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 2ページの歳出のところですが、総務費で、徴税費が457万6,000円の減額とありますけれども、この減額の理由とくわちゅうのはどういう。内容。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

9ページを見ていただいたらと思いますが、そこに、上段のほう総務費徴税費、税務総務費で、減額補正額が3列目ですか、457万6,000円マイナスになっておりますけれども、その内訳を右側のほうで見ていただいたらと思いますが、人事異動等による職員人件費の減額による457万6,000円でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） わかりました。ちょっと見落とし、聞き忘れるようなことで申しわけありません。

ちょっと徴税費のことで、予算と直接関係ないですが、よろしいですか。

税金の支払いのときに、ほとんどが、以前は一括払いのときに納付書の場合に、一括の分と、それから、4期に分けて払うのが、別々にあったんですが、今、一括というのが全然なくて、全部足していかなと一括で払う、わかりにくいと思うんですが、その辺のことを、減額というか、用紙をつくるのにお金がかかるからやめておるのか、それともどうなんだろう。もしここで、こういうに減額がするのであれば、そのような一括の請求書ができるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺、いかがでしょうか。言うことわかります。（発言する者あり）

全額一括で払う分と、個別に払う場合、ほとんどが分割で、一括の金額書いた納付書がないんですよ。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） この予算書でもそうなんで、システム変えて、ちょっと見にくいような状況になってるんですよ。それと同じで、システムの関係があるんで、できるかどうかのなかっていうのは、きょう担当課長がおりませんので、また後日お答えさせていただいてよろしゅうございますか。

○議長（安永 友行君） 今、町長が言われたように、課長がおられないので、今度の最終日になるかと思いますが、一般会計の質疑のときに回答させます。

ほかにありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 13ページの005の中で、先ほど高尻のゴギの郷の施設修繕料というふうに言われましたが、あそこは、宿泊施設とバーベキューをするような施設があると思うんですが、夏はバーベキュー等で使われるかもわかりませんが、余りゴギの郷の利用というのを聞かないんですが、1年間の利用される人数とか、具体的にわかればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） ゴギの郷の利用人数ということでお答えいたします。

まだ集計が全て終わっておりませんが、現在取りまとめた内容で、平成27年度で297名、延べ297名としております。

その前年度が215名、その前年度が317名ということで、多少むらがあるように感じております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） それで、宿泊棟も何棟かあるんですが、宿泊者もおられますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今の人数が宿泊した人数でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 13ページの032きのこの里づくり事業の補助っていうのが出てますよね。これ県から補助が160万円、その中に採択条件っていうのがあるんですけども、これ、10件分出とるということですが、キノコの増産、新規就業、雇用ということですが、10件という意味が、10人という意味なのか、何かよくわからないんですけども、いわゆるあそこへ今就労しておられる方が35人でしたか。25人でしたか。（発言する者あり）きのこの里づくり事業って、あそこへエポックのところへやるということじゃなくて、新しくやるということですか、ちょっとわかりませんから。新しい事業で。

○議長（安永 友行君） 回答させます。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

定例会参考資料の7ページのほうに簡単ではございますが、資料をつけさせていただいておりますが、その中の、今回の申請がありました実施事業主体でございます。これは、1つは柿木村のきのこ生産者組合、これは農家の方が生産者組合をつくっておられるんですが、現在、16農家の方で構成されておると思います。そのうち今回申請されたのが7農家ということでございます。それと、エポックかきのきむら、こちらがコンテナ、少額ではございますがコンテナの要望

をされておるということで、先ほど総務課長のほうから説明がありましたのは、申請件数ということでございまして、農家数とすれば、7農家とエポックさんということでございます。

それから、採択条件、これで主な条件は、新規雇用、こちらが県の補助金の大きな条件になってまいります。この設備投資等をしまして、翌年度には、補助金300万円当たり1名以上の雇用を生み出すということが採択条件になっておりますんで、そこが主な条件だということになっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 18ページの003事務局管理費、もう少しこの委託の内容を説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 調査委託料の内容です。これにつきましては、これまでの議会の中で、公民館の改修等につきまして、答弁を申し上げておる中で、公民館施設の全体の今後の対応の仕方といたしますか、そういう部分で検討するということを申し上げておりまして、それを、全体的な考えの中から、公民館の改修等を考えていこうということに基づくものでございまして、公民館の機能も含めた全般的な考え方というものを調査をして、今後の計画をつくっていこうというものでございます。

したがいまして、ハード部分もさることながら、ソフトの面も含めて、今後の公民館のあり方等も考えていこうというものでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この委託先というのは、どこになるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） まだ決定はしておりませんが、予算がいただければ、今後入札をしていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。ないようですが、よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第19、議案第57号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

追加日程第1. 発議第3号

○議長（安永 友行君） ここでお諮りをします。発議が出ております。発議第3号保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げと財源確保を求める意見書（案）を日程に追加し、追加日程

として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、発議第3号保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げと財源確保を求める意見書（案）を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定をしました。

しばらく文書配付をする間お待ちください。

〔文書配付〕

○議長（安永 友行君） ただいま配付しましたが、文書配付に配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 追加日程第1、発議第3号保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げと財源確保を求める意見書（案）を議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、発議第3号につきまして、提出の理由等について述べたいと思います。

そもそもこの発議は、吉賀町議会に陳情として郵送で送られてきましたしまね保育連絡会からの分をもとにして、発議として出させていただいたものです。この陳情書そのものにもいろんな理由がつけられております。保育士の資格を持ちながら、なかなか労働条件等、特に賃金を中心とした労働条件が改善されないことを理由に、保育士をやめ、ほかの職業についているというような方々もおられる実態がありますので、発議として出させていただきました。

それでは、発議第3号、読み上げて提案したいと思います。

発議第3号、吉賀町議会議長、安永友行様、提出者、吉賀町議会議員、藤升正夫。

保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げと財源確保を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由、保育士の子どもの命を預かる責任の重さと専門性に見合う賃金と処遇改善を図るため。

裏を見ていただきまして、意見書（案）、平成27年4月子ども子育て支援新制度が施行されました。新制度では、消費税を財源に保育の量的拡大及び質の改善を目指していますが、財源確保を含めて未だ十分とは言えません。保育の現場では、実態に合わない保育士の配置基準による労働条件の厳しさや給与水準の低さから、保育士不足が深刻です。こうした事態を解決するためには、国の責任による保育制度の改善と財源確保が不可欠です。新制度の実施主体である市町村は十分に役割を果たし、全ての子ども子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども子育て支援の質、量の拡充を図るとする子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた取り組みが推進されるよう、国として保育士の処遇改善と配置基準の引き上げを緊急に行い、そのために必要な財

源を安定的に確保することが必要です。よって、国におかれましては、保育士の処遇改善と配置基準の引き上げを緊急に行い、そのために必要な財源を安定的に確保するための取り組みとして、下記の事項について、適切な措置を講じられるよう求めます。

記。１、十分な予算を確保し、保育士の配置基準と処遇の改善を進めること。

２、保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定など、実態を踏まえた公定価格に改善すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

提出先としては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣少子化対策でありますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の説明が終わりました。

これより提出者に対し質疑を許します。質疑はありませんか。１０番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） 趣旨として間違いがないと思うんですけど、ここの文書の中で、意見書（案）の中で、下から２行目に、「そのために必要な財源を安定的に確保するための取り組みとして云々」とありますけど、下記の事項について１番、２番があるわけですけど、安定的に確保するための取り組みとして、１番、２番が正しい方法なんでしょうか。この取り組みをしたら、安定的な財源が確保できるということなんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） ８番 藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） 取り組みをするために、安定的な財源の確保が必要という趣旨であります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。１０番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） 結局、消費税もああやって、先送りになりましたし、安定的な財源を確保しない限りは、この１番、２番はできないわけですので、ここに書いてある安定的な財源の確保というのは、何をもって安定的な財源の確保と、この１番、２番では少し論理的におかしいといえますか、かみ合わない、日本語じゃないと思いますので、その辺のとこの説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） ８番 藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） 今の消費税のこと言われましたけども、そもそも、消費税に頼るような財政の組み立てをすること自体がまず間違っているというふうに、私個人は考えております。ですから、本当に必要な財源ですから、それを、例えば今国が法人税の引き下げ等も行っておりますが、どんどん下げる必要が、これまでの議会の質疑でも発言しておりますが、必要はないというふうに考えますし、また、５兆円を超えるようになった予算での軍事費の予算等につきましても、他国との良好な関係を築き上げる中で、そのようなものは減らしていくということも

十分可能であります。まず、経済状況を好循環に持っていくことによって、国内でのお金の回りをよくして、その上で財源となる税収を引き上げにつなげるという道筋もあるわけですから、そのための経済政策も含めて取り組みがされる中で、財源の確保というところにつなげるのが重要かと、私は考えています。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） おたくの党の理念を聞くつもりはありませんので、ここの中に書いてある、財源を安定的に確保するための取り組みとして、1番、2番で安定的な財源の確保ができるのかということをお聞きしとるわけであります。いやしくも提出先が衆議院・参議院議長、内閣総理大臣まで行くわけですので、そこの辺のとこの内容は、ただ送ればいいということではなくて、吉賀町議会の威信をかけて、きちっとした文書をつくって、提出するのが筋だと思いますけど、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 8番 藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。

そういう点でいきますと、処遇改善をすることによる税収の増というものもあるわけでありまして、また、波及する経済効果、そういうものも含めて考えるということもできるのではないかなというふうに考えます。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

ここでお諮りをします。追加日程第1、発議第3号保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げと財源確保を求める意見書（案）については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、発議第3号保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げと財源確保を求める意見書（案）については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

_____ . _____ . _____

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦労さまでした。

午後0時00分散会
